

大和市パートナーシップ宣誓制度（素案）

1. 趣旨

全ての人が自他の人権を尊重し、共に生き、支え合う社会を実現するため、法律上の婚姻が困難な2人の市民が互いの人生のパートナーであることを宣誓する制度を創設します。

2. パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2者の関係をいいます。

3. 制度の概要

本制度は、「お互いを人生のパートナーとして協力し合うこと」を宣誓した2者に対して、市が宣誓の事実を公的に認め、宣誓書受領証を交付するものです。

4. 宣誓の要件

- (1) 民法に規定する成年に達している者であること。
- (2) 宣誓をする時点において本市に住民登録がある者又は3月以内に市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者のいない者であって、かつ、宣誓をする時点において当該相手方以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 当該相手方が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。
- (5) 当該相手方と養子縁組をしている場合にあっては、宣誓をする時点において離縁していること。

5. 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）（転入予定者の場合にあっては、転出証明書の写しその他本市に転入予定であることが確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本その他配偶者のないことが確認できる書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認ができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6. 市が交付する書類

パートナーシップ宣誓書受領証

7. パートナーシップ宣誓書受領証の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出るとともに、交付を受けた宣誓書受領証を返還しなければならない。

- (1) 双方の意思により、パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宣誓要件を満たさないこととなったとき。
- (4) 市長は、返還された宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

8. その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称を使用することができます。
- (2) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。

9. 今後の予定

令和3年4月施行